

な形が生き物のように見えるときが面白いと、本人は言っていました。

る権利にかかることも  
あります。しかし、クニ  
ちゃんのおばあちゃんの  
ように、障がいがあるた  
めに、歩いたり、電車に  
乗ったりすることが難し  
いと、社会的な活動への  
参加ができなくなる人た  
ちもいます。  
たとえば、ある人が事  
業側が根拠もなく、「あ  
る理由に、異動を認めなか  
つたとします。これは差  
別でしょうか。

ノリ君が言うように、  
差別が強く非難されるの  
は、たいてい悪意や偏見  
があるからです。差別す  
る側も根拠もなく、「あ

インターネットがどん  
なに発達しても、私たち  
の日常生活には、その  
場に直接出て行かなけれ  
ばならないことがたくさ  
んあります。その中には、  
勉強や仕事のほか、選挙  
や裁判など憲法が保障す  
ため、今の職場に通勤す  
るのが難しくなったとし  
ます。最寄りの駅に工レ  
ベーターがなかったから  
です。そこで、通勤の樂  
な別な職場への異動を希  
望しました。ところが、

# 社会の平等な一員である権利

つか。  
憲法14条に規定する houdou@mainichi.co.jp) <。

吉本一郎（いわもと・じちろう） 1  
1965年北見市生まれ。北海道大卒。2  
005年から北星学園大経済学部教授。  
憲法学が専門。法哲学・政治学のゼミなどで学生とともに考え、対話する授業に取り組む。著書に「絵で見てわかる人権」。

(みんなで駅ビルの映画館に行く途中で)

ケン：バスケで捻挫したから、エレベーターで上がるわ。ラッキー。

クニ：よかったね。でも、うちのおばあちゃんの近くの駅にはないから、出かけるのがつらいって。

キミ：電車に乗って自由に出かけられないのはかわいそう。差別じゃないの。

ノリ：差別とは、ちょっと違うよ。悪気はないし。お金だってかかるだろう。

ケン：僕は「差別されている」って気持ちもわかるな。エレベーターなければ、みんなと映画行けなかつたから。

北星学園大 岩本先生と考える

憲法

憲法第14条① すべて国民は、  
法の下に平等であつて、人種、  
信条、性別、社会的身分又は門  
地により、政治的、経済的又は  
社会的関係において、差別され  
ない。

「法の下の平等」の根本には、すべての人を社会の平等な一員として尊重しなければならないという考え方があります。国には、社会に埋め込まれたバリアを解消していくことで、すべての人を社会に広く取り込んでいく責任があります。障がいなどの有無にかかわらず、誰もが等しく社会に参加できる環境を整えることが必要なりません。これを怠れば、差別となる場合があります。このような考え方に基づいて、バリアフリー新法や障害者差別解消法などの法律が作られているのです。

「いつもは穷っている」と決めつけているからです。でも、異動を認めなかつた会社にも、エレベーターを造らなかつた鉄道会社にも、そのような偏見がないのだとしてれば、あくまでも経営上の問題ということになるでしょう。

しかし、駅の階段を苦もなく上がっていく多くの人の横で、自分たちは通ることができず、困った顔をしている人たちの気持ちを想像してみてください。その階段は、自然にできたものではなく、人が造ったものなのです。階段を上れない人が「自分は中間はずれに

言しま  
ラク第  
が来る  
が住ん  
し、I  
モスル  
なり、  
家を追  
脱出し  
Sはイ  
とする  
置して  
使い、

過激国（）の都市に解りに点としの都市ラク軍の有志始めた作戦がイラクによる7月10日にモスルへつくつした[利を宣IS]

## NEWS

卷六

知っています。いろいろな形が生き物のように見えるときが面白いと、本人は言っていました。石はわたしたちの身近にあり、かたくて動かない。でも形をよく見ると、それぞれ個性があり、どこまで大きいと、石といわないで、岩というのでしょうかね。でも岩石という言葉もありますから、オーストラリアの大砂漠の「ウルル」(英語名エアーズロック)があります。砂漠の中に、巨大な石が

「ロック」で知られる  
最近はアボリジニに  
名称「ウルル」を使  
とが多い。

私たち、主として選挙を通じて国の政治に参加します。憲法15条は、公務員を選定し罷免する権利を「国民固有の権利」と定め、その権利の一つとして選挙権を国民に保障しています。日本の国政選挙は、全国をいくつかの選挙区に分けて、それらの選挙区から代表を選ぶ仕組みです。選挙区の線引きをする際に一一番分かりやすい方法は、市区町村など私たちにとって身近な行政の単位をベースにすることです。

しかし、クニちゃんが言うように、選挙の仕組みを考えると、「1票の重み」を平等にすることは重要です。例えば、学校祭でのクラスの出し物を班ごとに代表を出して決めるところ。そのため、選挙区に分けて、その選挙区から代表を選ぶ仕組みの場面で、代表同士の話し合いの場で、かの心配になります。クラスの一員なのに、自分の意見が軽んじられています。

## 代表って何だろう？

ケン：今度、衆院選があるけど、僕らの選挙区が変わったんだって。候補者も、よく知らない人だね。

クニ：「一票の重み」を平等にするためだから、仕方ないよ。

キミ：国会議員って、地元の代表でしょ。変わると困らない？

ノリ：でも、選んでくれた地元の利益を第一に考えればいいのかな。それじゃあ、人の多い都会の利益ばかり優先されるよね。どうなんだろう。

# みんなで憲法



北星学園大 岩本先生と考える

## NIE 教育に新聞を

**憲法15条①** 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。  
**憲法43条①** 両議院は、全国人民を代表する選挙された議員でこれを組織する。



岩本一郎 (いわもと・いちろう)

1965年北見市生まれ。北海道大卒。2

005年から北星学園大経済学部教授。

憲法学が専門。法哲学・政治学のゼミな

どで学生とともに考え、対話する授業に

取り組む。著書に「絵で見てわかる人権」。

## 国会議員は全国民の代表

る気がします。国の選挙、思うように、国会議員がでも同じです。衆議院選挙は、各選挙区から一人の代表を選ぶ選挙区制です。この場合、全ての選挙区の有権者の数を同じにすれば、1票の価値は完全に平等になります。でも、そこまで徹底すると、古くから地域的なつながりを無視したり、面積が極端に小さかったり大きかったりする選挙区ができたくなります。このような不都合と1票の価値の平等との調整は、ひとまず国会の判断に任されます。国会は1票の価値に大きな違いが出てくると、有権者の数をならすために、選挙区の線引きを見直します。そうすると、今までお隣だった選挙区の有権者になる人も出できます。ケン君やキミちゃんのように、選ぶ代表が突然変わることに戸惑う人もいるでしょう。一方、ノリ君が疑問にいく必要があります。

国会は、全國民の代表にふさわしい議員の構成であることが望まれます。国民の多様な民意を満遍なく吸い上げ、映し出す「鏡」であることが理想です。選挙制度もそのための仕組みに変えていく必要があります。

でしょう。幹(茎)が緑だと草。茶色だと木。細いと草、太いと木。じゃあ竹はどうち? どっち

もそうです。羽を開いてとまるのはガ。閉じてとまるのはチョウ。でも開いてとまるのチョウもない

草むしりをやられたかせんね。でもやっぱり竹は竹でたらすしかった。だからは決まっているんです

うございですね。いやでも、そう思って、じもはや考えなくなります。考えないと樂

つもですが、つい見とれてしまいます。雲はまだ、ん空の上で、遠くにある。飛行機で空に上がって近

ぬ姿があらわれます。あきもせずに雲を見ているから、室内に笑われます。子どもと同じね。

## NIE 教育に新聞を

# みんなで憲法



北星学園大 岩本先生と考える

クニ：ノリのお姉ちゃん、結婚するんだって。きれいだもんね。  
ノリ：でも、家事、全然やんないから、すぐ追い出されるわ。  
キミ：なんで、女の人が家事なの。だから、私、結婚したくないの。  
ケン：それじゃあ、ますます子どもが少なくなるし、年とったらどうする？  
クニ：ご心配なく。私、年とったらキミちゃんと一緒に暮らすから。

## 結婚、家族って何だろう？

結婚するかしないか、誰といつ結婚するかは個人の自由です。最高裁は女性の再婚禁止期間に関する民法の規定を一部違憲とする判決の中で、結婚の自由は憲法24条1項の趣旨に照らして十分に尊重に値すると述べています。だから、キミちゃんが結婚したくないなら、その意思は尊重されるべきです。

結婚した夫婦にどのような権利や義務が生ずるかは、法律によって定められます。ただし、2項目が定めるように、個人の尊厳と両性の本質的平等という指針に従って、国会は法律をつくるなけれ

ばなりません。また、国会は、白紙の状態から結婚という制度を作るわけではなく、家族や結婚についての日本の伝統や国民の意識を踏まえる必要があります。

戦後、日本が急速な経済成長を遂げていた時代、夫婦と未婚の子どもが一緒に暮らす家族の形が「標準」でした。ノリ君が言うように、「男は外で仕事、女は家で家事」という役割分担が当たり前に感じられた時代でもありました。税金や年金の仕組みも、このような家族の形に合わせて作られました。しかし、私たちの結婚



岩本一郎（いわもと・いちろう）

965年北海道生まれ。北海道大卒。2

005年から北星学園大経済学部教授。憲法学が専門。法哲学・政治学のゼミなどで学生とともに考え、対話する授業に取り組む。著書に『絵で見てわかる人権』。

そもそも、結婚という形からみ出してしまう人たちもいます。憲法は規定から明らかかなように、同性同士の「結婚」を想定しています。そのため、同性同士のパートナーには、相続などの結婚に与えられる法律上のメリットが与えられません。社会的にも、家を借りて一緒に住むといった生活の基本にかかわることで、結婚した夫婦のようにはスムーズに話は進みます。

みなさんの感想や意見を募集します。学生生活で悩みや疑問と一緒に考えてみましょう。投稿は北海道報道部「みんなで憲法」係（Eメール：[houdou@mainichi.jp](mailto:houdou@mainichi.jp)）へ。

24条① 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、居住の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊嚴と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならぬ。

水滴なら、雨になつて落白じといります。ちますからね。わたしは化学にはくわわしくありません。でも水

H<sub>2</sub>Oになります。こうして名前で表すと、

してできた結果を「水の結晶」「愛の結晶」と例えて書うといふ。

石油で、原油で、い所か、いといふ。とすよね。すよね。サイル

思想・良心の自由は、公共の福祉による制約を受けない絶対的な自由です。思想が内心にどまるかぎり、他人の権利と衝突することはないからです。思想は、個人の生き方を支える核となる信念です。どう生きるべきかにかかる信念は人それぞれであり、他人とは違った自分を生み出すのです。だからこそ、思想・良心の自由は強く保護される必要があるので、国が個人の信念に反す。を持つ人が兵役を拒否す。

その人の生き方の価値を否定することと等しい場合があります。命じられた人の内心には強い葛藤が生まれ、やむなく従つた場合には悔いや自責の念が残ります。個人の生き方を等しく尊重しその信念を守るために、状況によっては、信念に反する行動を拒否できる自由も、思想・良心の自由の一つとして認めるべきでしょう。たとえば、絶対的な平和主義の考え方



# 生き方を支える信念を守る

思想・良心の自由って何?

☆ プロ野球の試合をみんな☆  
☆ で見に行った時のこと

ケン：ノリ、国歌斉唱だぞ。ほら、弁当食べてないで立とうぜ。

ノリ：オレ、いいわ。

キミ：そうね、嫌なら、無理に立つことないんじゃない。

クニ：そういうえば、アメリカのアメフト選手が国歌斉唱のとき、膝について抗議したっていう話があったね。

ノリ：そんなんじゃないんだけれど……。

# みんなで 憲法

NIE 教育に新聞を

シカはしょっちゅう見かけますが、道路をあまね。 いう意味にも取れますね。

る役人たった。臣は、  
あつた父の司馬談が  
事を引きつき、そな  
の歴史をまとめた「  
130巻を完成させ

憲法19条 思想及び良心の自由  
は、これを侵してはならない。

る場合がそうです。

ケン君はノリ君に国歌斉唱で立つよう促しまし  
たが、友だち同士でなら、  
キミちゃんが言うように  
「嫌ならいいじゃない」  
で済みます。しかし、み  
んなが通っている公立学  
校の入学式や卒業式では  
そうはいかないかもしれません。  
文部科学省の学  
習指導要領で、学校の儀  
式行事で国旗を掲揚し、  
国歌を斎唱するよう定め  
られているからです。

それでも、国歌斎唱で  
自分は立てないというノ  
リ君の気持ちが信念と深  
いところで結びついてい  
るのであれば、ノリ君に  
は自分の信念を守るために立たない自由がありま  
す。それを曲げると自分  
が自分でなくなるからで  
す。また、学校はそも  
別に大する抗議の意を表  
す行動で、むしろ表現の  
自由にかかる問題でし  
た。ノリ君には、かつて  
軍国主義の象徴だった國  
旗や国歌を拒むような信  
念があつたのかもしれない  
せん。ただ、自分の信念  
にかかわることは人に言  
わなくてよい自由、つまり「沈黙の自由」も、  
思想・良心の自由が保障  
する権利の一つです。

もちろんケン君のよう  
に、すべての国の国旗や  
国歌に敬意を払うべきだ  
と考える人もいます。ノ  
リ君の信念と同じく、保  
護されるべき信念です。  
思想・良心の自由の下、  
個人の信念を互いに尊重  
し合う寛容な社会をつく  
つていくことが大切で

そもそも、生徒の内心に激しい葛藤を生むような状況に追い詰めることはないよう配慮すべきです。

ノリ君が起立したくなかった理由は分からません。クニちゃんが覚えていたアメリカンフットボールi.co.jp) <。

みんなさんの感想や意見を募集します。学生生活での悩みや疑問も一緒に考えてみましょう。投稿は北海道報道部「みんなで憲法」係(Eメールhoudou@mainichi.

岩本一郎（いわもと・じちろう） 1  
1965年北見市生まれ。北海道大卒。2005年から北星学園大経済学部教授。  
憲法学が専門。法哲学・政治学のゼミなどで学生とともに考え、対話する授業に取り組む。著書に「絵で見てわかる人権」。

